

令和6年11月教育長定例記者会見

期 日 令和6年11月8日（金）

時 間 15:30～15:58

出席記者 読売新聞、中国新聞、毎日新聞、TSS、RCC、NHK、広島テレビ、共同通信

《懲戒処分指針の一部改正について》

中国新聞： 中国新聞の根石と言います。懲戒処分〔の指針〕の一部改正についてお伺いするんですけども、まず過去の盗撮等の標準例の追加と、不適切な指導についてなんですけど、今までも、わいせつな行為として適用したり、他の不適切な指導の方も、他の項目で準用して適用してたのを改めてはっきり明確に規定することによる狙いの部分についてお伺いできますでしょうか？

教育長： 狙いを端的に申し上げますと、抑止効果であると思っております。これまでも標準例にない事案について、態様ですとか悪質性を勘案して懲戒処分せざるを得ない場合について、その内容または量定等について検討し対応してきたところであります。しかしながら、今年度当初、盗撮による逮捕案件で、懲戒免職処分事案が3件連続して生じたことについて、これらを踏まえまして、緊急メッセージも発出させていただいたところがございますけれども、改めてこれらの行為が懲戒処分事案に当たるということを明記することで抑止的な意味合いを持たせるということ。不適切な指導につきましては、文部科学省の方からもその懲戒処分指針等で処分量定を含めた指針での明記というものを全国的な検討課題とするというような通知もありましたので、それらの状況を踏まえ、また、他県でどういった形で対応されてるかということも参考にさせていただきながら、この度どういったものが不適切な指導に当たるのかといった定義のところも含めて明記をさせていただいて、抑止的な効果を図ったというものであります。

読売新聞： 読売新聞の岡本と申します。まず、前提のお話として確認させていただきたいんですけど、この懲戒処分指針というのは、普段どのように活用されているのかということと、今後、明記するだけでなく、周知を図ることなんですけども、どういった形で周知を図るのか、この2点についてお伺いできますか。

教育長： 周知については、ただちに県立学校、市町立学校も含めて、市町立学校は市町教育委員会を経由してということになりますが、学校に周知をさせていただきます。加えまして、県のホームページにこの指針の改正について掲載させていただきまして、その内容の周知を図ってまいります。さらに、各種会議また研修会等もございますので、そういった場面を通じて、この改訂の内容についてご説明をさせていただきまして、改めて教職員の服務規律の確保、その徹底について活用していきたいというふうに思っております。また、この指針の活用ですけれども、本来、この指針に該当するような事案が起きてはならないところではありますが、こういった事案が生じないように徹底していくことに加えて、仮に今回規定したような事案が生じた場合には、やむを得ずこの指針に照らして厳正な対処をしていくといったことを明確にしたものであります。

読売新聞： わかりました。資料の2番に不適切な指導の標準例の追加。これをした理由は、現在第三者委員会が開かれている、不適切指導をめぐる調査委員会の話とかも影響していて、それを受けての対応ということよろしいですね。

教育長： 一義的には文科省から不適切な指導について、懲戒処分指針にもしっかりと明記して対応するようにといったところがあります。また、他県も含めて不適切な指導についての対応について生

起している部分がございますので、これらを本県においてどういった定義で示すことがふさわしいのかということを経法的な観点も含めて慎重に検討して、このタイミングで規定をさせていただいたということになります。

読売新聞： というのは、文科省から指示があつて、全国的にもそういった規定を明記する動きがあつた中で、広島県も検討を始めて今回規定するに至つたということですか。

教育長： いくつかありますので、文科省の通知だけではありませんし、また、県議会の文教委員会の質疑の中でも懲戒処分の指針の中で不適切な指導というものも明記して厳正に対処すべきだといったご指摘もいただいております。また、様々な県が各県の事案を踏まえて整備していることもあります。その中で、本県としてどのような形で示すのが適切なのかということを経法的な観点も含めて検討し、慎重に検討した結果、このタイミングで指針の改正に盛り込まさせていただいたということになりますので、何か一つをもってこれがきっかけだったりとか、なかなか言いづらいところがございます。

読売新聞： 様々な要因の一つであるということでしょうか。

教育長： そういうことになります。

T S S： T S Sの毛利と申します。一番最初の質問と少し重なる部分があるかと思うんですけども、懲戒処分、盗撮などでの懲戒免職処分が今年になつてあつたということについて、現状についての県としての受け止め、例えば危機感であつたりとか、そういったところの受け止めとしていかがでしょうか。

教育長： はい、危機感の受け止めについては5月の下旬だつたと思いますけども、緊急メッセージを发出させていただいたということに尽きると思つております。本来信頼されるべきその教職員がその信頼を失うような行為をしてしまうということについては大変な危機感を持っておりまして、それが連続して起きたということについては、大変な問題であると受け止めて緊急メッセージを发出させていただきました。その点については引き続き緊張感を持って対応しなければならないというふうに思つております。

《令和5年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について》

広島テレビ： 広島テレビの門脇と申します。広島県における生徒指導上の諸課題の状況についてということで今日配布されたと思うんですけど、まず不登校の児童生徒数、昨年度の数を見るとピーク時だつた前年度と比べて1,600人余り増えているということですし、あと、暴力行為の発生件数も383件増えているということ、あといじめの認知件数も468件増えているということなんですけど、この上昇している要因については、どのように見ているのかということと、県教委として今後どういった取組をしていく必要があるかということをお伺いたします。

教育長： おっしゃるように暴力行為やいじめが増加しております。暴力行為、いじめの増加の背景、要因として、学校の姿勢としてですね。細かな気づき、それから些細なことも見逃さないでしっかり件数として認知をして、一つ一つ解決していくという姿勢の中でこの結果となつていきたいと思います。ケース自体増加しておりますので、決して楽観視はできないと思つております。この一つ一つの要因、背景についてしっかりそれぞれの状況について丁寧に分析をして対応していくことが必要であると思つております。友人同士の人間関係によるものですか、あるいは児童生徒の性格と言いますか、特性というか、そういったところに起因するものですか、また、学校の中で学習内容のつまづきとか様々な悩みの中で、そういったことが生起してしまうことがあ

ると思います。それぞれ様々な要因があると思いますけれども、学校で丁寧に見取っていただいて、一つずつ解決をしていく必要があると思います。その中で特に暴力行為につきましては小学校で増えているということがございますし、また小学校の高学年ですとか、あるいは中学校高校でも入学当初の一年生で、その発生率は高くなっているというような傾向がございます。つきましては、特に中学校高校に入学した段階で何かトラブルとか悩みとかそういったことが発生しやすいというそういう特性も踏まえて、よくよく小学校中学校間の連携ですとか、また中学校から高校の連携ですとか、そういった校種間の連携をしっかりと充実させて、どういった学びをしてきた子が、進学してきているのかということも含めてですね。先生同士の連携を図っていただくということですし、また、入学後にその学校生活で、どういった学校生活を送ることになるのかといった丁寧なガイダンスを生徒にさせていただくというようなこと、そういった取組を一つずつ丁寧に行っていくことで対応してまいりたいと思っております。

また、未然防止と言いますか、そういった暴力行為、あるいはいじめ、また不登校のようなことが新たに起こることがないように取組も必要だと思っております。抽象的な言い方になるかもしれませんが、子供達が安全で安心して学校に通えるというような学校づくり、またクラスの学級経営などをしていく必要がありますので、そういった一つ一つの未然防止に関わるようなしっかりとした児童生徒理解に基づいた、丁寧な生徒指導をしていくということをまあ県全体、市町も含めてですね、全体で行っていく必要があるというふうに思っております。

広島テレビ： 不登校の児童数が増加してるとの受け止めはいかがですか。

教育長： 不登校の児童生徒も増加しておりますけれども、この増加率というところでは急増までは言えないのかもしれませんが、この増えている状況について丁寧に受け止めなければならないと思っております。これも様々な要因があるので一概には言えないと思いますけれども、やはり子供達が学校に行けなくなるというような何らかのきっかけがあると思います。そういったところを事前によく見取っていただいて、子供達に寄り添った丁寧な対応をしていくということが必要だと思います。どうしても不登校というのは気持ち、心の問題がありますので、気分が乗らない時っていうのは人間だからあると思うんですけども、そういった時でも先生がしっかりと子供に寄り添って丁寧に対応をすることで、学校に来られない状況になるべくならないような対応を学校とともにしていきたいと思っております。これまでスペシャルサポートルームを県内の小中学校に設置をして、今42校設置をさせていただいておりますけれども、そういった実績もございますし、また、SCHOOL”S”の取組がございます。オンラインでもいろんな子供達から意見を聞いたりもしております。そういった実績もございますし、県内の市町の中で教育支援センターを設けて、不登校の児童生徒のための支援をしている例もありまして、それらを点でやるのではなくて、しっかりとこの実績、成功例も含めてですね、しっかりと連携していくことが大事だと思いますので、その中で新たな悩みとかですかね、そういうことが少なくなるように、成功事例、あるいは様々な取組の中で参考になること〔踏まえて〕子供達と接しながら支援を続けていきたいと思っております。

NHK： NHKの古市と申します。今のその生徒指導上の諸課題の不登校の部分でお伺いします。6ページのグラフを見ますと、まあ全体の件数が10,764人と1万人を超えており、過去最も多いと思います。4年前の令和元年度は5,200件余りですから4年間で2倍近く増えています。先ほど一概には言えないとありましたけど、この4年間で2倍に増えているということはかなり大きな増加だと思いますけれども、この要因や今後の対応について、また現在の対応についてどのよう

に考えていますでしょうか。

教育長： この伸び自体もですね。全国的にも同様と言いますか、急増しております。新型コロナだけの問題ではありませんが、一時期のコロナ禍におきまして、必ずしも学校に無理して行かなくてもというような意識というのが社会的にもあったようにも思います。そういった所の中で無理して学校に行くよりはということで、病気以外で年間30日以上欠席という、不登校の定義に該当してこの件数になってるものだと思います。必ずしもコロナ禍だけの問題ではありませんが、そういった心理的な面も影響してるところは否定できないかなと思っております。一方で、学校に行かなくなる要因というのは子供それぞれでありますけども、友人同士のトラブルだったりとか、学習のつまずきの中でどうしても課題ができなくて翌日の学校に足が向かないとかですね。それから少し先生とのやり取りの中でちょっと些細なことかもしれないけども、ちょっと学校に足が向きづらいとかですね。そういうようなこともあると思います。最初はこういった些細なことかもしれないということをしっかり先生方も含めてですね。我々が一つ一つ丁寧に見取りながら対応していくことが必要だと思っておりますので、要因は様々だと思います。コロナのせいにもできませんし。子供の状況・特性だけでも限りませんので、その状況をしっかり丁寧に見取っていただくことが、大事だと思っております。

N H K： 中でも小学生の割合が去年に比べて20%以上増えていて、特に増えていまして。そういうある低年齢から不登校になるケースが多くなっているような傾向があるように思います。この低年齢のところでの対応の方法について、どのようなことがありますか。

教育長： 子供の心身の発達も様々ではありますけれども、ちょうど小学校の高学年ぐらいですかね。まず個人差があるので一概には言えませんけれども、いわゆる第二次性徴といったところで子供が発達する中で心と体のバランスが取りづらいとかですね。あるいは朝ちょっと起きづらくなるとか。あるいは何かあった時に悩みを抱えやすいといったそういった所は個人の成長の度合いによって変わるとは思いますけども、小学校の高学年ぐらいから出現してくるものだと思います。その中で先ほど申し上げたように、学校の中での友達との関係ですとか、先生との関係とか、あるいは学習上で何かあった時に、そういった心身の変化と心の悩みというところで不登校という結果になってしまうケースもあると思いますので、どうしてもその発達状況に応じて、低年齢化と言っているかどうか、データがちゃんと分析できてないので言いませんけども、小学校にこの伸びが多いということもありますので、そこを含めてですね。今の“SCHOOL”S”とか設置してありますけども、よく丁寧に見取って対応していくことが必要だと思っております。

R C C： R C Cの平田と申します。先ほど〔暴力行為などの〕件数は、水面下に潜らせないという意味で理解することができたんですけども、不登校について全体的に見るとですね、暴力行為等についても増えてるような〔結果になっています〕。コロナを境として、学校の事情として、いわゆる学校が荒れたようなそういう傾向なのか、それとも社会的な要因が関係しているのか、その辺りはどのようにご覧になっていらっしゃいますか。

教育長： 私も県内小中学校を訪問させていただいてますけれども、学校が荒れているというような印象は持っていません。むしろ先ほど申し上げたように些細なことを拾って解決しようというところで件数が増えてるのかなと思ってます。様々な特性も一概には言えませんけれども。ちょっとぶつかったとか、ちょっとイライラして掲示物を破いたとか、そういうことも含めて計上していますので、そこをうまくちゃんと拾ってですね。解決することは大事だと思います。

《懲戒処分の方針の一部改正について》

中国新聞： 中国新聞です。懲戒処分の方針の一部改正についてのところですね。不適切な指導っていうのはなかなか定義が難しい問題だなと思っているんですけど、人格や人権をおとしめる言動と教育上必要な範囲を逸脱した指導というふうには書いてあるんですが、もう少し具体的にどのようなものを想定されているみたいなのがないと、この文言だけでもいまいち分かりにくい部分があるなというにも思うんですけども、例えばこういう行為が当てはまって、逆にこういうのは当てはまらないみたいなのもあれば教えていただければと思います。

教育長： 今読んでいただいているところ以外で具体的にというのはなかなか難しいんですけども、今回規定するに際して参考にしたものは文科省の令和4年に改定された生徒指導提要がありまして、それは生徒指導のバイブルみたいなものですけども、その中で学校を安全で安心な場所にしないてはならない、学校風土を作っていくてはならないという中で、こういった指導をしてはならないという例示がありまして、それを参考にさせていただいております。今ここでこういったものがあってとか、〔例示が〕なかなか難しいんですけども、その中で書いてあるようなことにならないような指導をしていただきたいと思います。

中国新聞： 生徒指導っていうのが例えば、大声で怒鳴ったり、物を投げたり、威圧的な言動だったり、事実確認が不十分なまま思い込みで指導するとか。他の児童生徒の面前で叱るみたいなのが具体例として提示されてると思うんですけど、今回の逸脱した指導に入るというふうに理解してもよろしいですか。

教育長： その時の態様で、こういった場面でどのような程度でされたのかっていうところを事実をよく見て判断する必要がありますので、例えばというところではなかなか〔回答は〕難しいかなと思います。

中国新聞： その辺りのことも踏まえるけれども、事案ごとの状況も加味して、総合的に判断するとしか言いようがないということですかね。分かりました。ありがとうございます。

読売新聞： 読売新聞の岡本と申します。認識の確認として、児童生徒以外に対するわいせつな行為について、免職、停職もしくは減給っていう処分は、従来から記載されてましたけど、その中でも盗撮などを行った職員に関するものを標準例として書くっていう認識でよろしいですね。あと、〔性的姿態〕撮影罪とか、不同意性行為罪とか、これを規定として整備するというか、この方針の中に明記するということがよろしいでしょうか。

教育長： 概要としてはそうなります。細かい規定のどれが対応してるかということであれば後で担当から説明させていただければと思います。